

一般外貨定期預金規定

1【預金の支払時期】

- (1) この預金は、通帳または証書記載の満期日(以下「満期日」といいます)以後に利息とともに支払います。
- (2) この預金は当行がやむをえないものと認めたときを除き、満期日前に解約することはできません。

2【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率(以下「約定利率」といいます)によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における当該外国通貨の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を後記4(1)により満期日前に解約する場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1通貨単位とします。

3【手数料】

この預金の預け入れ・払い戻し等を行う場合には、預金者は当行所定の手数料を当行に支払うものとします。

4【解約・書替継続】

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約または書替継続(前記2(3)の定めにもとづき、この預金の一部について解約のうえ、残存するこの預金について書替継続をする場合を意味します。以下本条において同じ)することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)して当行に提出してください。ただし、当行がキャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行わないことがあります。
- (4) 次の から までの一つにでも該当した場合には、当行は、預金者に通知することによりこの預金取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。

当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記4の2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき後記4の2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき

この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

4の2【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

5【元利継続時の特例】

この預金の満期日に元利金が自動的に指定口座へ入金されない場合(指定口座が指定されていない場合を含みます)に、満期日以後にこの預金と同一の預金口座またはこの預金と共通の印鑑を使用する預金口座へ、元金に利息を加えて定期預金として預け入れる場合(複数の元利金を1口にまとめる場合、および1口の元利金を複数に分割する場合を含みます)に限り、通帳または証書の提出があれば、払戻請求書への押印(または署名記入)または証書への押印(または署名記入)がなくても、取り扱うものとします。

6【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章(または署名)により押印(または署名記入)して、証書は証書の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前記 の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

前記 による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は、満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の当該外国通貨の普通預金の利率を適用します。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

7【外貨預金共通規定の適用】

この規定に定めのない事項に関しては、外貨預金共通規定により取り扱います。

8【この規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)